

日教振第 228 号
平成 28 年 3 月 28 日

各日本語教育機関
設置代表者 殿

一般財団法人日本語教育振興協会
理事長 佐藤次郎
(公印省略)

日本語教育機関審査実施要項の一部改正について（お知らせ）

この度、日本語教育機関審査実施要項の一部を改正し、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとしましたので、お知らせします。

添付資料

- 1 日本語教育機関審査実施要項（新）
- 2 日本語教育機関審査実施要項新旧対照表
- 3 日本語教育機関審査実施要項の主な改正点
- 4 平成 28 年度以降の審査料早見表

日本語教育機関審査実施要項

1. 趣旨

一般財団法人日本語教育振興協会（以下「協会」という。）が行う日本語教育機関の審査・認定については、この要項の定めるところによる。

2. 審査対象

この審査事業の対象は、日本語の学習を主な目的として来日し滞在する外国人を対象に日本語教育を行う教育機関とする。

3. 審査委員会

協会は、この事業を実施するため、学識経験者等から構成される審査委員会を設置する。

4. 審査基準

審査基準は、平成5年7月14日文科省日本語教育推進施策に関する調査研究協力者会議報告に示された「日本語教育施設の運営に関する基準」（以下「基準」という。）及び平成5年12月14日の審査委員会において定められた「日本語教育機関審査内規」（平成15年9月1日一部改正）（以下「内規」という。）とする。

5. 審査方法

- (1) 審査は、審査委員会が行う。
- (2) 審査委員会は、書類審査及び実地審査等の結果を総合して判定を行う。
- (3) 協会及び審査委員会は、必要があると認める場合においては、追加資料を求めることができる。

6. 認定

協会は、審査委員会の議に基づき、申請のあった日本語教育機関が基準に適合している場合には、これを認定するものとする。ただし、協会は、この審査事業の目的に照らし特に支障があると認められる場合には、認定しないことができる。

7. 有効期間

認定の有効期間は、3年間とする。ただし、新規の認定の有効期間は、2年間とする。

8. 審査結果の通知

協会は、審査結果を申請のあった日本語教育機関に文書で通知する。

9. 申請時期及び申請方法

(1) 新規審査の申請

新たに認定を受けようとする日本語教育機関は、原則として次の表に示す期限までに申請するものとする。

新たに認定を受けようとする時期	4月以降	10月以降	備考
申請受付期間	前年の2月1日から3月末日までの2か月間	前年の8月1日から9月末日までの2か月間	

(2) 更新審査の申請

基準に適合していると認定された日本語教育機関（以下「認定機関」という。）は、有効期間ごとに、その認定を更新するものとする。更新に当たっては、協会に対し申請を行い、再審査を経なければならない。

更新の認定を受けようとする日本語教育機関は、次の表に示す期限までに申請するものとする。

認定期間満了日	3月末日	9月末日	備考
申請受付期間	前年の10月1日から11月末日までの2か月間	同年の4月1日から5月末日までの2か月間	

(3) 変更審査の申請

① 認定機関は、認定の有効期間中であっても、次の各号の一に該当する場合には、協会に対しあらかじめ変更審査の申請を行わなければならない。

一 設置者の変更

二 位置の変更

三 校地、校舎の用に供する土地建物に関する権利の処分又はこれらに関する重要な現状の変更（平成7年10月以降に開設された日本語教育機関については、引き続き内規12の(3)を適用する。）

四 収容定員の変更

② 収容定員増の変更審査の申請

収容定員を増員して生徒を受け入れようとする機関は、次の表に示す期限までに申請するものとする。

変更時期	4月以降	7月以降	10月以降	1月以降	備考
申請受付期間	前年の8月1日から11月末日までの4か月間	前年の11月1日から同年の2月末日までの4か月間	同年の2月1日から5月末日までの4か月間	前年の5月1日から8月末日までの4か月間	

- ③ 収容定員増の変更以外の変更審査の申請
 - a. 変更しようとする場合は、原則として4か月前に申請するものとする。
 - b. 申請書類の受付けは、申請期限の4か月前から行うこととする。

(4) 申請方法

- ① 所定の審査申請書を協会に請求し、審査申請書に所定事項を記入の上、所定の添付書類とともに協会に提出するものとする。
- ② 申請しようとする者は、申請に当たって所定の審査料を協会に納入するものとする。
- ③ 新規申請に当たっては、同一の設置者が同一の学校名の下に複数の校舎を設置する場合であって、それぞれの校舎が独立の機関として管理・運営されると認められるときは、それぞれ独立に日本語教育機関として申請するものとする。

10. 審査料

- (1) 新規審査申請に係る審査料は、1件につき10万円とする。
- (2) 初回の更新審査の申請に係る審査料は、1件につき14万円とする。また、2回目以降の更新審査の申請に係る審査料は、1件につき7万円とする。ただし、非維持会員校及び維持会員校のうち維持会費未納校の初回の更新審査の申請に係る審査料は、1件につき28万円とする。また、2回目以降の更新審査の申請に係る審査料は、1件につき11万円とする。
- (3) 前号の場合において、初回の更新審査の申請前に変更審査（定員減の変更審査を除く。）の認定を受けたときは、初回の更新審査は省略をするものとする。
- (4) 変更審査の申請に係る審査料は、1件につき14万円とする。また、定員減の変更審査の申請に係る審査料は、1件につき8万円とする。ただし、非維持会員校及び維持会員校のうち維持会費未納校の変更審査の申請に係る審査料は、1件につき28万円とする。また、定員減の変更審査の申請に係る審査料は、1件につき16万円とする。

11. 変更及び廃校の届出

認定機関は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ、その変更等の内容、理由及び時期を記載した所定の書類を協会に届け出なければならない。

なお、協会は、上記の届出を受理した場合には、必要に応じ審査委員会の議を経て必要な指導を行うことができる。

- 一 日本語教育機関の名称の変更（別紙様式1）
- 二 規則の変更（別紙様式2）
- 三 設置代表者（日本語教育機関の経営を担当する役員を含む。）の変更（別紙様式3）
- 四 校長、主任教員又は生活指導担当者の変更（別紙様式4）
- 五 廃校（別紙様式5）

11の2. 協会への報告

認定機関は、協会が審査事業の目的を達成するため必要があると認めて行う定期又は不定期の調査等に対し、誠実に対応するものとする。

11の3. 実地調査

協会は、この審査事業の目的を達成するため必要があると認められるときは、実地調査を行うことができるものとする。

12. 認定の取消し

協会は、認定機関が基準に適合しなくなったとき、不正の手段により認定を受けたことが判明したとき、その他この審査事業の目的に照らし特に支障があると認められる事由が生じたときは、審査委員会の議に基づき、その認定を取り消すことができる。

13. 説明の機会の提供

認定の取消又は更新の不認定を行おうとする場合は、当該機関の設置者からの説明の機会を与えるものとする。ただし、明らかに日本語教育機関として継続ができないと認められるときは、説明の機会を与えないことができる。

14. 実施規定

この要項の実施のために必要な事項は、審査委員会の議を経て理事長が別に定めることができる。

附 則

1. この要項は、平成10年7月1日から適用する。
ただし、要項10については、平成10年8月1日から適用する。
2. 認定の有効期間が平成11年3月末日で満了となる認定機関のうち、更新審査の申請を行う機関については、要項9.(2)の規定にかかわらず、申請受付期間の締切を平成10年8月末日までとする。
3. 平成11年4月から要項9.(3)に規定する変更を行おうとする機関の変更審査については、要項9.(3)②③の規定にかかわらず申請受け期間の締切日を平成10年8月末日までとする。

附 則

この要項は、平成15年9月1日から施行し、平成15年11月1日以降の申請に係る審査から適用するものとする。

附 則

この要項の改正は、平成19年8月2日から施行する。ただし、9. 申請時期及び申請方法の(2)及び10. 審査料の(2)の規定は、この改正の施行日以降に新規審査の申請を行う日本語教育機関について適用する。

附 則

この要項の改正は、平成23年9月30日から施行し、改正後の要項の規定は、平成22年8月1日から適用する。

附 則

1. この要項は、平成25年4月1日から施行する。
2. 改正前の要項の規定に基づき行われた申請は、なお従前の例による。

附 則

この要項は、一般財団法人の設立の登記の日（平成26年4月1日）から施行する。

附 則

この要項の改正は、平成28年4月1日から施行する。

※別紙様式1～5は省略

日本語教育機関審査実施要項新旧対照表

日本語教育機関審査実施要項（平成10年7月1日施行。以下「要項」という。）の一部を改正する。

改正理由：新規申請の増、及び非維持会員等から適正な審査料を徴収するため、審査料の見直しを行う必要がある。

改 正 後	現 行
<p>1. 趣旨 （略）</p> <p>2. 審査対象 （略）</p> <p>3. 審査委員会 （略）</p> <p>4. 審査基準 （略）</p> <p>5. 審査方法 （略）</p>	<p>1. 趣旨 一般財団法人日本語教育振興協会（以下「協会」という。）が行う日本語教育機関の審査・認定については、この要項の定めるところによる。</p> <p>2. 審査対象 この審査事業の対象は、日本語の学習を主な目的として来日し滞在する外国人を対象に日本語教育を行う教育機関とする。</p> <p>3. 審査委員会 協会は、この事業を実施するため、学識経験者等から構成される審査委員会を設置する。</p> <p>4. 審査基準 審査基準は、平成5年7月14日文部省日本語教育推進施策に関する調査研究協力者会議報告に示された「日本語教育施設の運営に関する基準」（以下「基準」という。）及び平成5年12月14日の審査委員会において定められた「日本語教育機関審査内規」（平成15年9月1日一部改正）（以下「内規」という。）とする。</p> <p>5. 審査方法 (1) 審査は、審査委員会が行う。 (2) 審査委員会は、書類審査及び実地審査等の結果を総合して判定を行う。</p>

<p>6. 認定 (略)</p> <p>7. 有効期間 (略)</p> <p>8. 審査結果の通知 (略)</p> <p>9. 申請時期及び申請方法 (略)</p>	<p>(3) 協会及び審査委員会は、必要があると認める場合においては、追加資料を求めることができる。</p> <p>6. 認定 協会は、審査委員会の議に基づき、申請のあった日本語教育機関が基準に適合している場合には、これを認定するものとする。ただし、協会は、この審査事業の目的に照らし特に支障があると認められる場合には、認定しないことができる。</p> <p>7. 有効期間 認定の有効期間は、3年間とする。ただし、新規の認定の有効期間は、2年間とする。</p> <p>8. 審査結果の通知 協会は、審査結果を申請のあった日本語教育機関に文書で通知する。</p> <p>9. 申請時期及び申請方法 (1) 新規審査の申請 新たに認定を受けようとする日本語教育機関は、原則として次の表に示す期限までに申請するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1189 1062 2123 1353"> <thead> <tr> <th data-bbox="1189 1062 1420 1161">新たに認定を受けようとする時期</th> <th data-bbox="1420 1062 1700 1161">4月以降</th> <th data-bbox="1700 1062 1995 1161">10月以降</th> <th data-bbox="1995 1062 2123 1161">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1189 1161 1420 1353">申請受付期間</td> <td data-bbox="1420 1161 1700 1353">前年の2月1日から3月末日までの2か月間</td> <td data-bbox="1700 1161 1995 1353">前年の8月1日から9月末日までの2か月間</td> <td data-bbox="1995 1161 2123 1353"></td> </tr> </tbody> </table>	新たに認定を受けようとする時期	4月以降	10月以降	備考	申請受付期間	前年の2月1日から3月末日までの2か月間	前年の8月1日から9月末日までの2か月間	
新たに認定を受けようとする時期	4月以降	10月以降	備考						
申請受付期間	前年の2月1日から3月末日までの2か月間	前年の8月1日から9月末日までの2か月間							

(2) 更新審査の申請

基準に適合していると認定された日本語教育機関（以下「認定機関」という。）は、有効期間ごとに、その認定を更新するものとする。更新に当たっては、協会に対し申請を行い、再審査を経なければならない。

更新の認定を受けようとする日本語教育機関は、次の表に示す期限までに申請するものとする。

認定期間満了日	3月末日	9月末日	備考
申請受付期間	前年の10月1日から11月末日までの2か月間	同年の4月1日から5月末日までの2か月間	

(3) 変更審査の申請

① 認定機関は、認定の有効期間中であっても、次の各号の一に該当する場合においては、協会に対しあらかじめ変更審査の申請を行わなければならない。

一 設置者の変更

二 位置の変更

三 校地、校舎の用に供する土地建物に関する権利の処分又はこれらに関する重要な現状の変更（平成7年10月以降に開設された日本語教育機関については、引き続き内規12の(3)を適用する。）

四 収容定員の変更

② 収容定員増の変更審査の申請

収容定員を増員して生徒を受け入れようとする機関は、次の表に示す期限までに申請するものとする。

10. 審査料

- (1) 新規審査申請に係る審査料は、1件につき10万円とする。
- (2) 初回の更新審査の申請に係る審査料は、1件につき14万円とする。また、2回目以降の更新審査の申請に係る審査料は、1件につき7万円とする。ただし、非維持会員校及び維持会員校のうち維持会費未納校の初回の更新審査の申請に係る審査料は、1件につき28万円とする。また、2回目以降の更新審査の申請に係る審査料は、1件につき11万円とする。

変更時期	4月以降	7月以降	10月以降	1月以降	備考
申請受付期間	前年の8月1日から1月末日までの4か月間	前年の11月1日から同年の2月末日までの4か月間	同年の2月1日から5月末日までの4か月間	前年の5月1日から8月末日までの4か月間	

③ 収容定員増の変更以外の変更審査の申請

- a 変更しようとする場合は、原則として4か月前に申請するものとする。
- b 申請書類の受け付けは、申請期限の4か月前から行うこととする。

(4) 申請方法

- ① 所定の審査申請書を協会に請求し、審査申請書に所定事項を記入の上、所定の添付書類とともに協会に提出するものとする。
- ② 申請しようとする者は、申請に当たって所定の審査料を協会に納入するものとする。
- ③ 新規申請に当たっては、同一の設置者が同一の学校名の下に複数の校舎を設置する場合であって、それぞれの校舎が独立の機関として管理・運営されると認められるときは、それぞれ独立に日本語教育機関として申請するものとする。

10. 審査料

- (1) 新規審査申請に係る審査料は、1件につき20万円とする。
- (2) 初回の更新審査の申請に係る審査料は、1件につき14万円とする。また、2回目以降の更新審査の申請に係る審査料は、1件につき7万円とする。ただし、非維持会員校及び維持会員校のうち維持会費未納校の初回の更新審査の申請に係る審査料は、1件につき22万円とする。また、2回目以降の更

<p>(3) (略)</p> <p>(4) 変更審査の申請に係る審査料は、1件につき14万円とする。また、定員減の変更審査の申請に係る審査料は、1件につき8万円とする。ただし、非維持会員校及び維持会員校のうち維持会費未納校の変更審査の申請に係る審査料は、1件につき<u>28万円</u>とする。また、定員減の変更審査の申請に係る審査料は、1件につき16万円とする。</p> <p>11. 変更及び廃校の届出 (略)</p> <p>11の2. 協会への報告 (略)</p>	<p>新審査の申請に係る審査料は、1件につき11万円とする。</p> <p>(3) 前号の場合において、初回の更新審査の申請前に変更審査（定員減の変更審査を除く。）の認定を受けたときは、初回の更新審査は、省略をするものとする。</p> <p>(4) 変更審査の申請に係る審査料は、1件につき14万円とする。また、定員減の変更審査の申請に係る審査料は、1件につき8万円とする。ただし、非維持会員校及び維持会員校のうち維持会費未納校の変更審査の申請に係る審査料は、1件につき<u>22万円</u>とする。また、定員減の変更審査の申請に係る審査料は、1件につき16万円とする。</p> <p>11. 変更及び廃校の届出 認定機関は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ、その変更等の内容、理由及び時期を記載した所定の書類を協会に届け出なければならない。 なお、協会は、上記の届出を受理した場合には、必要に応じ審査委員会の議を経て必要な指導を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 日本語教育機関の名称の変更（別紙様式1） 二 規則の変更（別紙様式2） 三 設置代表者（日本語教育機関の経営を担当する役員を含む。）の変更（別紙様式3） 四 校長、主任教員又は生活指導担当者の変更（別紙様式4） 五 廃校（別紙様式5） <p>11の2. 協会への報告 認定機関は、協会が審査事業の目的を達成するため必要があると認めて行う定期又は不定期の調査等に対し、誠実に対応するものとする。</p>
---	--

<p>11の3. 実地調査 (略)</p> <p>12. 認定の取消し (略)</p> <p>13. 説明の機会の提供 (略)</p> <p>14. 実施規定 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>11の3. 実地調査 協会は、この審査事業の目的を達成するため必要があると認められるときは、実地調査を行うことができるものとする。</p> <p>12. 認定の取消し 協会は、認定機関が基準に適合しなくなったとき、不正の手段により認定を受けたことが判明したとき、その他この審査事業の目的に照らし特に支障があると認められる事由が生じたときは、審査委員会の議に基づき、その認定を取り消すことができる。</p> <p>13. 説明の機会の提供 認定の取消又は更新の不認定を行おうとする場合は、当該機関の設置者からの説明の機会を与えるものとする。ただし、明らかに日本語教育機関として継続できないと認められるときは、説明の機会を与えないことができる。</p> <p>14. 実施規定 この要項の実施のために必要な事項は、審査委員会の議を経て理事長が別に定めることができる。</p> <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> この要項は、平成10年7月1日から適用する。 ただし、要項10については、平成10年8月1日から適用する。 認定の有効期間が平成11年3月末日で満了となる認定機関のうち、更新審査の申請を行う機関については、要項9.(2)の規定にかかわらず、申請受付期間の締切を平成10年8月末日までとする。 平成11年4月から要項9.(3)に規定する変更を行おうとする機関の変更審査については、要項9.(3)②③の規定にかかわらず申請受け期間の締切日を平成10年8月末日までとする。
--	---

<p>附 則 (略)</p>	<p>附 則 この要項は、平成15年9月1日から施行し、平成15年11月1日以降の申請に係る審査から適用するものとする。</p>
<p>附 則 (略)</p>	<p>附 則 この要項の改正は、平成19年8月2日から施行する。ただし、9. 申請時期及び申請方法の(2)及び10. 審査料の(2)の規定は、この改正の施行日以降に新規審査の申請を行う日本語教育機関について適用する。</p>
<p>附 則 (略)</p>	<p>附 則 この要項の改正は、平成23年9月30日から施行し、改正後の要項の規定は、平成22年8月1日から適用する。</p>
<p>附 則 (略)</p>	<p>附 則 1. この要項の改正は、平成25年4月1日から施行する。 2. 改正前の要項の規定に基づき行われた申請は、なお従前の例による。</p>
<p>附 則 (略)</p>	<p>附 則 この要項は、一般財団法人の設立の日(平成26年4月1日)から施行する。</p>
<p><u>附 則</u> この要項の改正は、平成28年4月1日から施行する。</p>	

日本語教育機関審査実施要項の改正点

- 1 新規審査の申請に係る審査料は、1件につき20万円から10万円にする。(要項10の(1)、添付資料2平成28年度以降の審査料早見表参照)
- 2 初回の更新審査及び2回目以降の更新審査の申請に係る審査料は、1件につき前者が14万円、後者は7万円と変更はありませんが、非維持会員校及び維持会員校のうち維持会費未納校については、前者が22万円から28万円にする。
(要項10の(2)、添付資料2平成28年度以降の審査料早見表参照)
- 3 変更審査の申請に係る審査料は、1件につき14万円に変更ありませんが、非維持会員校及び維持会員校のうち維持会費未納校については、22万円から28万円にする。
(要項10の(4)、添付資料2平成28年度以降の審査料早見表参照)

以上

平成28年度以降の審査料早見表

【新規の審査】

区 分	平成25年度以降	平成28年度以降
新 規 校	20万円	10万円

【変更申請】

区 分	平成25年度以降	平成28年度以降
維 持 会 員	14万円	14万円
〃 (定員減)	8万円	8万円
非 維 持 会 員	22万円	28万円
維持会費未納校	22万円	28万円
非維持会員・未納校 (定員減)	16万円	16万円

【初回更新】

区 分	平成25年度以降	平成28年度以降
維 持 会 員	14万円	14万円
非 維 持 会 員	22万円	28万円
維持会費未納校	22万円	28万円

【2回目以降の更新】

区 分	平成25年度以降	平成28年度以降
維持会員(2回目以降)	7万円	7万円
非維持会員(2回目以降)	11万円	11万円
維持会費未納校(2回目以降)	11万円	11万円

〔2回目以降の更新から変更申請に切り替える場合の審査料差額例〕

維持会員校	⇒7万円(審査料14万円－既納入額7万円)
維持会員校(定員減)	⇒1万円(審査料8万円－既納入額7万円)
非維持会員校	⇒17万円(審査料28万円－既納入額11万円)
維持会費未納校	⇒17万円(審査料28万円－既納入額11万円)